



旭川市立富沢小学校 いじめ防止基本方針

令和4年度 富沢小学校いじめ防止の重点目標

自分自身や友達の心や体を傷つける言動はダメ！



平成26年4月策定
令和4年4月改定

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それを防止するために平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が文部科学省から公布されました。平成29年3月14日には、いじめ対応の基本的在り方や基準を示した「いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定）」が示されました。



このたび、旭川市教育委員会から「旭川市小・中学校 学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」が示されたことから、本校の「いじめ防止基本方針」の改定を行いました。「いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めること、学校・家庭・地域のなかにいじめを生まない風土づくりを醸成した未然防止の活動に重点をおくこと、などの基本的な姿勢のもと取組を進めてまいります。

全ての児童が、自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い支え合うことができる取組を進め、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように努めてまいります。この方針については、文書やホームページ、機会をとらえた説明等で保護者・地域住民に説明していきます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より抜粋）

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童（生徒）や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) いじめの重大事態（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より抜粋）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標（指標）

昨年度、2件のいじめを認知しました。いじめはどんなことがあっても許されないことという意識を一層高め、日常的に行動できる児童の育成が求められます。そこで、本年度の学校重点目標を「自分と友達と～自分と友達のことを考える子の育成～」と定めるとともに、富沢小学校いじめ防止の重点目標として「自分自身や友達の心や体を傷つける言動はダメ！」を設定しました。この重点目標の実現を目指して、「人との関わりを大切にする」力の育成に取り組むとともに、児童たちが主体となる取組を推進し、全児童が「いじめは絶対に許されない行為」と理解し、いじめをしない態度・能力の育成に努めます。

2 児童が主体となった取組の推進

「いじめ」問題の解決に向けて、本校の児童会は「朝のあいさつ運動」、「いじめ撲滅」に向けての全校集会の企画・運営を行います。また、神居地区の小中学校が連携して行う「いじめ防止」標語コンクールにも参加し、「いじめは絶対に許されない行為」という意識を高めていきます。また、「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」を踏まえ、「富沢小学校いじめ防止基本方針」の改定し、児童版、保護者・地域版を作成します。

3 富沢小学校いじめ対策組織、いじめ対策チームの設置

いじめの問題は、特定の教職員のみで問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを行い、いじめの未然防止や早期発見、事案対処について、より実効的な解決に努めます。具体的には、校長をリーダーとした複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により「富沢小学校いじめ対策組織」を設置します。また、組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置し、「報告窓口」の役割を担う者を指定し、「集約担当」に当て、その後の対応をコーディネートします。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

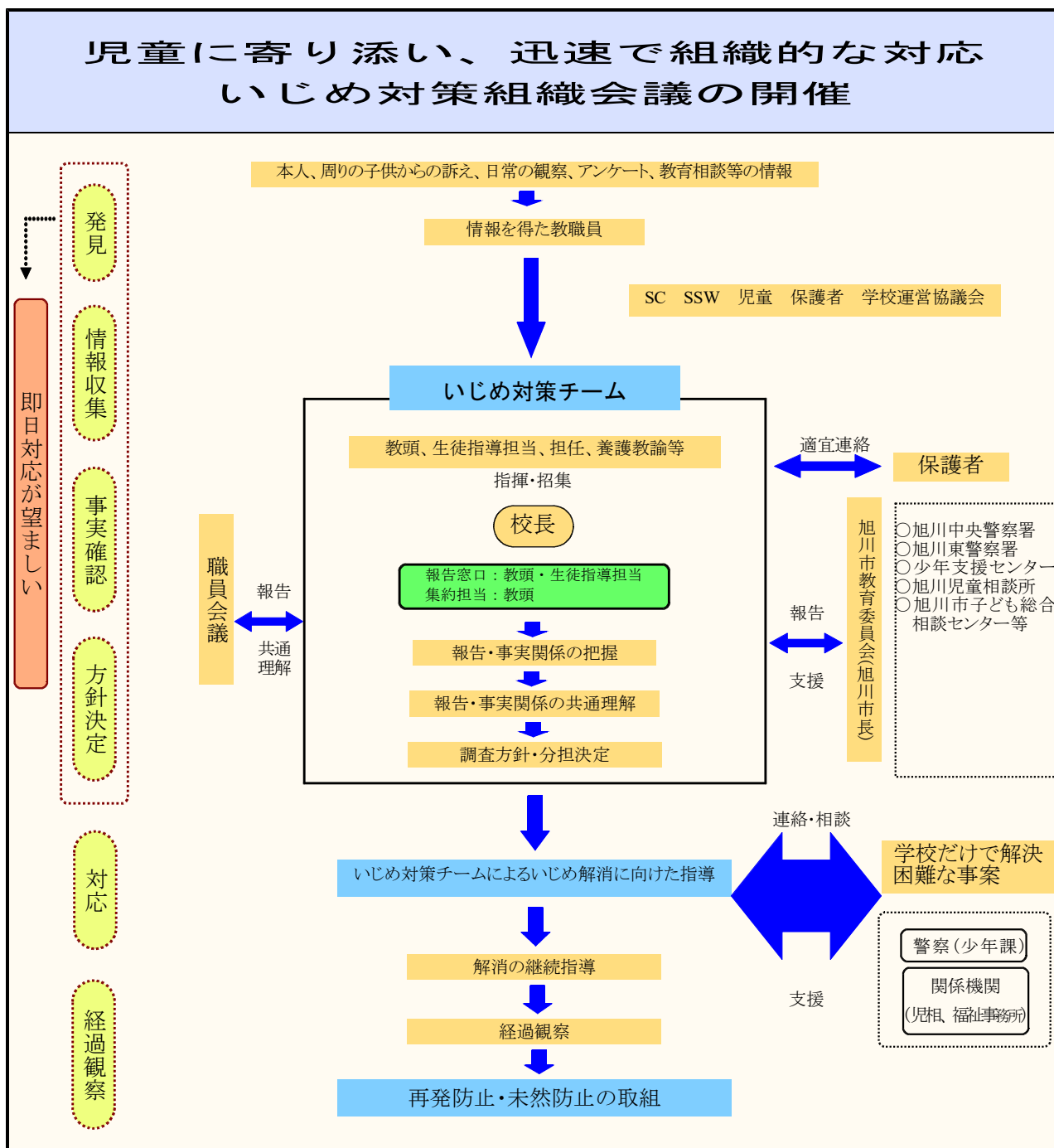
ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等によ

- り事実関係の把握
- エ) いじめの被害児童に対するケア、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ③「富沢小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組
 - ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直し
- ④校内研修の実施
- ⑤学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

(2) 富沢小学校いじめ対策組織、いじめ対策チーム



4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめをしない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じるができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ①児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に神居三校児童会・神居中学校生徒会とも連携して進めます。
- ②児童会（生徒会）を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ③児童が傍観者とならず、いじめ対策組織、いじめ対策チームへの報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラー等の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- (3) ささいな兆候であっても組織で共有し、いじめを軽視することなく積極的に認知します。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対処組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。

③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。

③必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの重大事態への対応

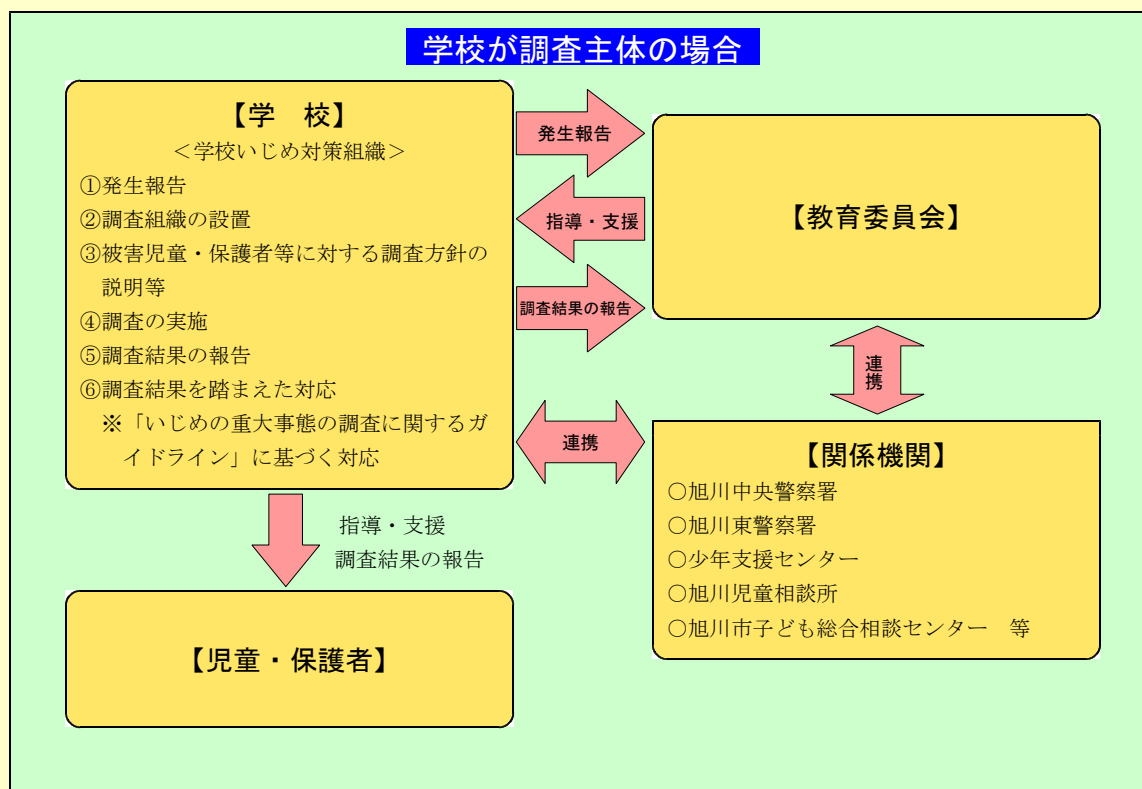
(1) 学校における重大事態の対処

①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。

②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「富沢小学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(2) 重大事態対応フロー図



8 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁(旭川市教育委員会、上川教育局、北海道教育委員会)や警察、民間の相談機関等、地域の関係機関等と連携します。連携を図るため、関係機関とは、日ごろから学校や地域の状況について情報交換に努めます。また、いじめた子供の行為の背景に、保護者とのかかわりなど家庭の要因が考えられる場合があります。そのような場合には、地域の関係機関へ相談したり、協力を得たりすることも視野に入れて対応します。

P T Aに関しては、年度当初の全体懇談の折に学校のいじめ防止に関する基本方針を説明したり、参観日の各学年懇談、個人懇談等を通して情報収集したりするなど、積極的に働きかけます。

さらに、地域の関係団体等を活用して、いじめ防止基本方針を説明するとともに、地域での情報収集に努めたり、児童の見守りについて依頼するなど、いじめの根絶に向けて地域全体で児童を守る体制をつくります。

9 インターネット等を通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、これらを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなど、深刻なトラブルが発生しています。これらについては家庭との連携が欠かせません。学校と家庭が連携し、共通理解を図った指導を行います。

未然防止のためにご家庭にお願いしたいこと

- ◇子供のパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、子供を危険から守るためには、フィルタリングだけでなく、家庭において「ルールづくり」を行うことや携帯電話所持の必要性について検討すること。
- ◇「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えることを認識すること（情報モラルについて子供たちに理解させる）。

10 性に関わる事案への対処

他の事案と同様に、富沢小学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。事案の対処に当たっては、同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。事案に応じて、スクールカウンセラー等を含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。いじめ対策組織、いじめ対策チームのみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

11 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対処

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、旭川市教育委員会の指導・助言の下、学校間の連携をはかりながら対処します。

12 関係者の責務や役割

(1) 学校及び教職員の責務

- ① 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、当該児童を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処します。
- ② 教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、児童一人一人についての理解を深めるとともに、児童との間の信頼関係の構築に努めます。
- ③ 児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ④ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げるよう努めます。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

(2) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する児童に大きな影響力をもつとの認識の下、当該児童がいじめを行うことのないようにするため自ら範を示すなどして、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めます。
- ② 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- ③ 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、児童の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- ④ 保護者は、旭川市教育委員会及び富沢小学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

(3) 地域住民の役割

- ① 旭川市民及び事業者は、地域において児童と触れ合う機会を大切にし、地域全体で児童を見守るとともに、富沢小学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童が健やかに成長できる環境づくりに努めます。

14 富沢小学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えるとともに、学校全体でいじめ問題に取り組めるよう年間のいじめ防止指導計画を立てています。

は、未然防止の取組 は、早期発見の取組

	4 月	5 月	6 月（強化月間）	7 月
教職員	○いじめ防止対策組織会議 ・いじめ防止基本方針の確認、学校HP公開 ・児童・保護者への説明 ○校内研修 ・基本方針の確認・共通理解	○いじめ防止対策組織会議 ・アンケートの集計、分析 ○市主催研修会への参加	○いじめ防止対策組織会議 ○市主催研修会の還流報告	○いじめ防止対策組織会議 ・ほっとの実施 ○学校評価（中間）
	○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○児童指導交流会の実施			
児童	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣	○いじめの把握のためのアンケート調査①	○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動、特別の教科 道徳）	
	○いじめ相談窓口の周知		○教育相談（必要に応じて）	
家庭・地域	○PTA総会での周知 ・いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発	○CS ・いじめ防止基本方針の説明	○チェックリストの活用①	
	○いじめ防止基本方針の学校HP公開		○教育相談	
	○情報収集（通年）			

	8 月	9 月	10 月（強化月間）	11 月
教職員	○いじめ防止対策組織会議 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○いじめ防止対策組織会議 ・アンケートの集計、分析 ○校内研修 生徒指導研究協議会参加者からの還流報告	○いじめ防止対策組織会議 ・ほっとの実施	○いじめ防止対策組織会議
	○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○児童指導交流会の実施			
児童	○いじめ相談窓口の周知	○いじめの把握のためのアンケート調査②	○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動、特別の教科 道徳）	○教育相談
家庭・地域	○1学期の取組状況等の公表（学校だより）	○チェックリストの活用②		
	○情報収集（通年）			

	1 2 月	1 月	2 月（強化月間）	3 月
教職員	○いじめ防止対策組織会議 ○学校評価	○いじめ防止対策組織会議	○いじめ防止対策組織会議 ・アンケートの集計、分析 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○いじめ防止対策組織会議 ○校内研修「いじめ防止対策研修会」の還流報告
	○学校評価 ・いじめに関わる取組の点検			○いじめ防止基本方針の見直し
	○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○児童指導交流会の実施			
児童		○いじめ相談窓口の周知	○いじめの把握のためのアンケート調査③ ○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動、特別の教科 道徳）	
家庭・地域		○2学期の取組状況等の公表（学校だより）	○チェックリストの活用	
	○情報収集（通年）			

第3章 いじめ防止に向けた取組の点検・評価及び見直し

「いじめ防止基本方針」について、職員会議、校内研修、学校運営協議会等の機会に定期的に共通理解を図るとともに、点検及び評価を行い、必要に応じて保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て見直し、学校の取組が円滑に進められるよう努めます。また、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

【教職員用】いじめ発見・見守りチェックリスト

年	記入者：	記入日	月	日
---	------	-----	---	---

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | { | | } |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | { | | } |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | { | | } |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | { | | } |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | { | | } |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | { | | } |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | { | | } |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。… | { | | } |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | { | | } |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | { | | } |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | { | | } |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | { | | } |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | { | | } |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | { | | } |

授業や給食の様子等

児童氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | { | | } |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | { | | } |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | { | | } |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | { | | } |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | { | | } |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | { | | } |

清掃や放課後の様子等

児童氏名

- | | | | |
|---|---|--|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | { | | } |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | { | | } |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | { | | } |

- ◆児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、富沢小学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆気づいたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

【家庭用】いじめ早期発見のためのチェックリスト

年	記入者：	記入日	月	日
---	------	-----	---	---

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や校内の先生方などに相談しましょう。

【朝（登校前）】

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住 所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代 表 0 1 6 6 - 2 6 - 5 5 0 0

子どもホットライン 0 1 2 0 - 5 2 8 5 0 6 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8 : 4 5 ~ 2 0 : 0 0 火・水・金 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0 1 2 0 - 3 8 8 2 - 5 6

0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 (ゼロゼロなな の ひゃくとおぼん)

<受付時間>

平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0 1 2 0 - 6 7 7 - 1 1 0

<受付時間>

平日 8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0 1 6 6 - 3 1 - 5 5 1 1

<受付時間>

平日 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

◆法テラス旭川

<電話番号>

0 5 0 - 3 3 8 3 - 5 5 6 6

<受付時間>

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

☆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立富沢小学校 TEL 62-6207